

利用料金表

利用料金は原則として負担割合証に応じた基本料（1割・2割・3割）の額となりますのでよろしくお願ひいたします。（下記金額は10割の基本金額となります。）

	基本料金	夜間・早朝	深夜	備考
20分未満	3,140円 1割 (314円) 2割 (628円) 3割 (942円)	3,930円 1割 (393円) 2割 (786円) 3割 (1,179円)	4,710円 1割 (471円) 2割 (942円) 3割 (1,413円)	
30分未満	4,710円 1割 (471円) 2割 (942円) 3割 (1,413円)	5,890円 1割 (589円) 2割 (1,178円) 3割 (1,767円)	7,070円 1割 (707円) 2割 (1,414円) 3割 (2,121円)	
30分以上 1時間未満	8,230円 1割 (823円) 2割 (1,646円) 3割 (2,469円)	10,290円 1割 (1,029円) 2割 (2,058円) 3割 (3,087円)	12,350円 1割 (1,235円) 2割 (2,470円) 3割 (3,705円)	
1時間以上 1時間30分未満	11,280円 1割 (1,128円) 2割 (2,256円) 3割 (3,384円)	14,100円 1割 (1,410円) 2割 (2,820円) 3割 (4,230円)	16,920円 1割 (1,692円) 2割 (3,384円) 3割 (5,076円)	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,940円 1割 (294円) 2割 (588円) 3割 (882円)	3,680円 1割 (368円) 2割 (736円) 3割 (1,104円)	4,410円 1割 (441円) 2割 (882円) 3割 (1,323円)	20分につき

※准看護師がサービスを行った場合は100分の90単位を算定

その他のサービスの加算料金

下記金額は10割額となります（負担割合証に応じた（1割・2割・3割）金額となります。）

項目	料金	内容
初回加算Ⅰ (初回月のみ)	3,500円 1割 (350円) 2割 (700円) 3割 (1,050円)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合算定する。
初回加算Ⅱ (初回月のみ)	3,000円 1割 (300円) 2割 (600円) 3割 (900円)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回訪問した月に算定する。 (月/1回)
特別管理加算Ⅰ (1月につき)	5,000円 1割 (500円) 2割 (1,000円) 3割 (1,500円)	厚生労働大臣が定めるところの特別な管理を要する利用者に計画的に管理を行うことに対し月/1回算定する。
特別管理加算Ⅱ (1月につき)	2,500円 1割 (250円) 2割 (500円) 3割 (750円)	厚生労働大臣が定めるところの特別な管理を要する利用者に計画的に管理を行うことに対し月/1回算定する。
緊急時訪問看護加算Ⅰ (1月につき)	6,000円 1割 (600円) 2割 (1,200円) 3割 (1,800円)	利用者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談・緊急訪問を行う事。月/1回算定する。
看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき)	5,550円 1割 (555円) 2割 (1,110円) 3割 (1,665円)	・現行6か月である緊急時訪問看護加算等の算定割合50%以上の要件及び特別管理加算割合20%以上の要件を満たすこと。ターミナルケア加算の算定者5名以上満たすこと。
退院時共同指導加算 (退院時の月のみ)	6,000円 1割 (600円) 2割 (1,200円) 3割 (1,800円)	病院・診療所・入所中の利用者が退院時、共同で在宅での療養上必要な指導を行いその内容を文書により利用者に対し提供した場合に算定。

専門管理加算	2,500円 1割 (250円) 2割 (500円) 3割 (750円)	緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師特定行為研修を修了した看護師 訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
遠隔死亡診断補助加算	1,500円 1割 (150円) 2割 (300円) 3割 (450円)	正当な理由のために、医師が直接対面での死亡診断等を行うまでに12時間以上を要することが見込まれる状況であること
ターミナルケア加算 (死亡月)	25,000円 1割 (2,500円) 2割 (5,000円) 3割 (7,500円)	在宅で死亡した利用者に対し、死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 (24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む) 死亡月1回算定。

- ・介護保険支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額的全額をご負担頂きます。
- ・基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝 (午前6時～午前8時) ・夜間 (午後6時～午後22時) 帯の時は25%増し、深夜 (午後22時～午前6時) 帯は50%増しとなります。
- ・上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ・ご契約者に保険料等の滞納がある場合は、介護保険適用であっても、いったん利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行致します。